

### 第3回千代田区特別職報酬等審議会 会議記録

日 時：平成21年6月24日（水）午前10時00分～11時58分

場 所：千代田区役所8階 第3委員会室

出席者：（委員）8名（定数10名、欠席2名：平委員、長井委員）

（説明者）総務職員課長

（事務局）政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発言者	発言内容
武藤会長	<p>皆様、本日はご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。只今から第3回特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、平委員と長井委員が所用のため欠席でございます。</p> <p>なお、前回会議の議事録につきまして、既に事務局からお送りさせていただいていると思いますが、ご覧いただきまして、訂正等ございましたら今週中に事務局までお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。前回、区長等の給料額を審議するに当たり、給料と実態上、一体不可分である地域手当について皆さんからご意見をいただきました。本日も引き続きご意見をいただきますが、諮問事項であります「額の定め方」と「額の適否」について、当審議会の基本的な考え方をまとめ、答申の方向性まで持っていかれたらと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>初めに、事務局から資料の1から3について、一括して説明をさせていただきます。お願いいたします。</p>
総務職員課長	<p>総務職員課長の保科でございます。本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず、私のほうから資料の説明をさせていただきますが、その前に1点ご報告がございます。前回の報酬等審議会におきまして、区長、副区長並びに区議会議員の期末手当の取り扱いにつきまして、特例条例、条例で臨時的に削減をするということで、過日、第2回の区議会臨時会におきまして条例案が可決されました。</p> <p>中身につきましては、区長、副区長については、6月期、具体的には6月30日の支給の期末手当、本則1.65月のところを0.2月削減する。これは前回の報酬審でも、やはり区長、副区長については職員以上に削減するべきではないかというご意見もちょうだいいたしました。率でいいますと、職員が2.1月ですので、0.169月引き下げれば同率の引き下げになるということなのですが、切り上げまして0.2月の削減にさせていただいたところでございます。10%を若干超える削減率でございます。</p> <p>また、区議会につきましては、区議会の独自のご判断で、これも以前ご説明しましたとおり、実は一般職の職員、私ども職員には勤勉手当というものが入ってございます。区長、副区長、区議会議員は勤勉手当がないということで、職員の勤勉手当の削減率が0.15月でございました。議会は0.15月削減するということで決着されたところでございますので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>では、引き続きまして、本日の議題でございます資料1から3につきましてご説明申し上げます。本日、お手元に資料を配ってございますが、この会議室は議会の委員会室でございますので、モニターがございましてモニターにも映します。ただ、若干数字が小そうございますので、お手元の資料もあわせてご参照いただければと存じます。</p> <p>まず、資料1、A3の横判でございます。これが「区長の給料の地域手当の取扱いについて」という表でございます。これにつきまして、</p>

前回の議論の中で、区長の地域手当については、そもそも区長の活動が全国をまたにかけるというものではなくて、むしろ東京の特別区という狭いエリアの中でのことですので、地域手当というのは要らないのではないか、あるいは給料の決め方について、シンプルなほうがいいのではないかというご意見をちょうだいいたしました。

お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。ちょうど今、こういう形になってございまして、こちらの左上のところは地域手当を廃止した事例、N区の事例となっております。こちらの右側が、逆に地域手当を引き上げて職員の例によった事例です。

まず、このN区は地域手当を廃止した事例からご説明申し上げたいと存じます。N区につきましては、当初、廃止前の区長の給料額、A欄でございますが、110万9,800円でございます。このときは地域手当が13%ついてございました。この13%の地域手当を廃止して、ほぼそれに相当する額、125万4,000円という形で給料本体に乗っけてございます。これで、おのおの支給月数をずっと計算していきますと、D欄のこのところですが、まず期末手当が12万7,000円ほど引き上がってしまう。さらには、退職手当については200万ほど引き上がってしまうという状況が出てまいりました。

それで、N区については、期末手当の支給月数を3.55月から3.48月に引き下げて、同時に退職手当も1年につき3.5月から3.09月に引き下げるということで、全体として改正前の金額を上回らないという形の調整をしております。これがN区は事例、地域手当を単純廃止した事例でございます。

もう一つが表の右側でございます、地域手当を引き上げて、職員の例によった事例でございます。地域手当につきましては12%から、最終的に18%まで段階的に引き上げるというのが、今、現に職員からやられてございます。

このS区については、当時、B欄、地域手当が14.5%でございました。これを当時の人事委員会の勧告に従って16%に引き上げる。ですので、C欄、給料月額としては端数処理レベルです。390円ほど引き下がる。期末手当も若干引き下がる。年収も引き下がりますが、端数調整レベルとお考えいただいて結構だと思います。退職手当については、当然、本給が引き下がりますので、32万4,000円ほど引き下がってございます。これは地域手当を14.5から16に改正したという事例で、千代田区の場合は12を今度は18にしなきゃいけないということですので、わかりやすく給料月額を100万円という形で仮定したのがその下の表でございます。

給料月額を100万円だとすると、地域手当を12から18%に引き上げますと、5万1,000円ほど給料本体は下がります。地域手当が5万820円、逆に引き上がるということで、月額▲180円、ほぼ変わらない。期末手当についても、これも端数処理レベルで4万6,678円、若干下がる。

ご注目いただきたいのは退職手当、F欄でございます。当然、本給が引き下がるので、退職手当は本給掛ける支給月数掛ける年数という計算をしますと、110万1,600円、率にすると5.1%ほど引き下がるという状況が出てまいります。これが職員に適用されている例でございます。

結果といたしまして、今回、シミュレーションという形でお示しさせていただくのは、この一番下の例でございます。平たく申し上げると、地域手当を廃止して、ただ退職手当が引き上がるというのは今の情勢から見てちょっと説明がつかないだろうということで、退職手当を5%程度引き下げるという案をシミュレーションとしてつくらせていただきました。

それがこれの左下の例でございまして、今現在の千代田区長の給料月額が116万5,000円でございます。地域手当が12%、13万9,800円ついてございます。この地域手当を廃止をして給料に乘せるわけですが、全部乗せてしまいますと、先ほど申し上げたような上昇、上がってしまうという傾向がありますので、E欄、年収ベースで現行額を超えないように1,000円単位でまるめさせていただきました。地域手当を12万9,000円乗せて、本給を129万4,000円にすると、年収ベースで、総体として現行額を上回らないという形になります。

ただ、これをやったとしても、退職手当が280万ほど引き上がってしまいます。というのは本給が引き上がりますので。そこで、一応案として、地域手当を単純廃止したとして、先ほど申し上げた退職手当だけを一般職員の例によって約5%引き下げる。具体的に申し上げますと、F欄の支給月数を5.5月から4.7月に引き下げることになりますと、ここで約5.1%の減が出る。ですから、地域手当を廃止して5%引き下げれば、総体として職員の例と変わらないような形になるというのがこのシミュレーションでございます。

この次の議論になりますが、実際問題としてはこの給料の額の決め方によっては当然また上下してまいりますけれども、一応これが1つの案として今回シミュレーションさせていただいたというものでございます。これが資料1でございます。

それからもう一つが、1枚おめぐりいただきまして、次の資料2でございます。これも前回の報酬審の中で、具体的な消費者物価指数等との給料の額の決め方について、データと申しましょうか、資料を用意してもらいたいということで作らせていただいたものです。

1989年、平成元年を100として指数表示、平成20年、2008年までの20年間の指数という形で作らせていただいて、前年の数値に掛ける、掛けるで来ていますので若干誤差が出てございますが、全体のトレンドという形でご覧いただきたいと存じます。

お手元の資料の赤いライン、これが区長の給料の額です。1989年、平成元年を100としますと、1990年は据え置き、91年は引き上げ、1年据え置いて、さらに93年、大幅な引き上げ、3年据え置いて、97年にまた引き上げ。それ以降8年間、ずっと121.1という水準で据え置きでございました。前回、3年前の報酬審のときにおおむね1%引き下げることによって、今120.0という水準で3年来ているというのが全体のトレンドでございます。

これを決めたときの考え方というのが、前回の報酬審の議論は、これの前回の改定率、ですから、1997年と、平成18年、2006年の人事委員会の勧告、緑のラインです。この勧告の幅、指数上ちょっと誤差がございまして、これを実態論で計算すると約1%、1回人事委員会勧告は上がっているんですが、上がって下がるというトレンドになっていまして、これのこことここをとったということです。121と118、ここをとって計算すると約1%引き下げという勧告になってございました。

ということで、前回の報酬審の答申では、この数字をとっておおむね1%引き下げたという勧告。この1%の引き下げを区長、副区長並びに議員報酬すべてに適用したという扱いになってございます。

ちなみに、過去の決め方を見ますと、当初、まず平成元年から2年については、昭和61年以前は完全人事委員会勧告にスライドするという取り扱いになっていまして、61年の6月の答申でスライド制が廃止されています。ということで、このときは若干取り扱いが異なりまして、行政職の給料表の最高号給を旧条例による掛け率で算出して、ここで引き上げてございます。

次、引き上げたここ、大幅な引き上げになってございますが、平成3年の答申では、現行分に2年間分の、実はこの人事委員会の勧告が大幅に上がってございまして、この引き上げ相当を引き上げたという形になってございます。

それから3年据え置いて、次が平成5年の勧告でございまして、ここも平成5年から3年の給与改定率、人事委員会の勧告と消費者物価、この時点は、この黄色いところが消費者物価ですが、消費者物価も上がっておりますので、この消費者物価指数も加えた形で引き上げてございます。

それから前々回、平成9年の勧告についても、平成6年から8年の給与改定率ということで、今までの過去の取り扱いを見ますと、61年にスライド制は廃止したんですが、大体人事委員会の勧告率で改定をしてきたという経緯がございまして。

ちなみに、昨今の状況はお手元の表のとおり、2006年から、平成18年、19年、平成20年と、3カ年間、人事委員会の勧告は据え置きでございまして。要するに、給与の改定率がプラスマイナスゼロ。一般職員は、当然定期昇給がありますので、定期昇給分は多少なり上がるんですけども、区長、副区長、議員報酬については定期昇給等はありませんので、まさに今現在の金額で3年間据え置いている。

今後の話なんですけど、実は2009年、平成21年の人事委員会の勧告は一応今年の10月の予定でございまして。ちょっとその数字は、今の時点では出しようがないという状況で、おそらく引き下げの勧告が出るのではないのかと思いますが、正直申し上げてわかりません。この間の政府の発表でも景気は底を打ったという表現がある一方、まだわからないみたいな言い方があったり、一部の中小企業はかなり厳しい状況だということもございまして、正直申し上げて勧告はわかりません。ただ1つ言えるのは、今年の6月期に、私ども一般職員もそうですけれども、区長、副区長、あとは区議会議員についても期末手当、ボーナスの臨時的削減をしたというのは間違いのない事実としてあるということでございます。

あともう一つ、指標として、代表的な指標は何がいいかということで、一応消費者物価指数と名目賃金を出ささせていただきました。消費者物価は黄色のラインで、こういうトレンドでございまして、バブルがはじけてかなり物価が下がりつつあったんですが、これを見ますと、実は平成19年、20年は消費者物価は若干でございまして上がってございます。当然、消費者物価が上がるということは、給料が変わらなければ可処分所得が減る。

この消費者物価でございまして、いかんせん、これは08年、昨年の資料なのでわからないんでございましてけれども、ちなみに速報値でございまして、今、私のほうの手元にある東京都の区部の消費者物価指数は、今年の1月が0.5%の上昇、2月も0.5%の上昇、3月も0.2%の上昇。4月は0.1%のマイナス、5月は0.8%のマイナスという数字が出てございまして。ですので、これは年度、年が終わらないと現実問題の物価がどうなるのかというのはちょっとわからない。上がるのか下がるのか、最近、原油価格も1バレル60ドルを超したという報道もありますので若干わからないという状況です。

あと、最後の一番下、ブルーのラインが名目賃金でございまして。賃金については、2003年を底にして、名目賃金は上がってございまして。こういう形です。この賃金についてはずっと上がっていただんですけども、前回の報酬審では人事委員会の勧告の率ということで1%相当引き下げているんですけども、民間の賃金は上がってございまして。これも昨年のサブプライムローン以降の状況で、今、指数的には113.2という形になっているんですけども、これも速報値の統計数字を見まし

たら、これも私の手元にある数字でまだ若干動く可能性があると思うんですけども、従業員規模30人以上の会社で、今年の1月が前年同月比でマイナス3.8、2月が同じく従業員規模30人以上でマイナス6.0、今年の3月が前年同月比でマイナス5.6ということで、今年に入ってから名目賃金は3カ月連続で下がっている、これは我々の感覚からいってもそうなのかと思えますけれども、という状況でございます。

ということで、前回、前々回もそうなんですけど、基本的には前の年の指数をベースに人事委員会勧告をとるのか、物価をとるのかという形で給与の額についてご意見をちょうだいして決定してきたという形でございます。

資料1と2はそういう形になってございます。

続きまして、資料3まで。資料3については3枚入っていると思いますが、2枚目と3枚目については、参考ということで後ほどご覧いただきたいと思えます。1枚目の資料をご覧ください。

区長の活動状況がどうなっているのかということで、資料3という形で作らせていただきました。一番左側の表の「カレンダー」と書いてある、これは平成20年度、20年の4月から3月までの1年間で、区長の日程表、スケジュール表がありまして、スケジュール表から整理をさせていただいたものです。当然、1年間、365日あるわけですが、そのうち、カレンダー上は平日が243日、休日、これは土曜、日曜、祝日が122日ということで、普通であればこの122日は休まなきゃいけないというんでしょうか、休むべき日なんですけれども、現実問題、私ども職員も土曜出勤、休日出勤がありますので全部は休んでいないわけですが、区長を見ますと、この真ん中の活動欄でございます。

平日の活動が下から3行目でございますが、243日中234日は活動。土日についても122日、本来的には土曜、日曜、祝日があるわけですが、88日は何らかの行事で出ている。ということは、一番最後の休みの日ですけれども、下から3行目、平日の休みが区長は9日間。これを見ますと、8月に6日休んでいますので、多分夏休みを取られたんだろうと思えますが、1カ月全く休まない皆勤賞みたいなケースが何月もあるという状況でございます。

それから、土曜、日曜、祝日につきましては、休みが34日、本来的には122日あるんですけども34日ですから4分の1ぐらいが休み。ひどいときは、例えば10月は土日、祝日も休みゼロというこんな状況でございます。一応参考までにつくらせていただきました。

なお、土日、祝日等の行事については1日でも出れば、1回でも出れば1日というカウントをさせていただきますので、現実問題は1日1件のこともあれば、それこそ6件、7件、8件というはしご状態になっていることもございます。その辺の活動状況は、次の2ページ目、3ページ目の資料になってございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

ということで、とりあえず1から3まで一括してご説明申し上げましたのでよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。それでは審議に入っていきたいと思えますが、諮問事項の1つである額の定め方について、地域手当をどうするかということによって考え方が変わってくるというか、額も変わってきます。まずは、地域手当をどのように扱ったらよいかということについて議論をしていきたいと思えます。いかがでしょうか。地域手当についてのご意見、何かございますでしょうか。水野委員、どうぞ。

武藤会長

水野委員	地域手当は職員はいいと思うけど、トップとか特別職の関係者は、むしろないほうがすっきりするんじゃないかと思うんです。
武藤会長	シンプルでわかりやすいということですね、すっきりするという。
水野委員	なくしちゃったほうがいい。
武藤会長	区民から見てわかりやすいということですね。なくしたほうがいいというご意見ですね。ほかにいかがでしょうか。
岡本委員	<p>またその理屈を何かつけなきゃいけないんだろうと。シンプルというのは非常にわかりやすいんですけども、そもそも区長さんが一般職と同じでいかどうかという、そこが根っこの話だろうと思うんです。一般職の人は、まさに場所と時間を相当拘束されて、区長からいろいろ指揮命令を受ける立場にあるわけですね。ところが、区長はやっぱり選挙で上がった、いわゆる特別職ですね。ですから、法律上は同じ条文の中に何となく書かれていますけれども、私は性質は違うんじゃないかと、基本的にまず思います。</p> <p>したがって、地域手当と今絡んで退職金の話、こちらも本当に特別職の人に退職金が要るのかどうかという、そこもセットで議論してもらったほうが、よりすっきりするかという気がいたします。</p> <p>つまり選挙で選ばれた区長さんは、極端に言えば、私はよくわかりませんが、都知事はおそらく毎日出勤していないだろうと思いますけれども、よく新聞か何かで見たので。だから、人によって非常に差があるわけですね。マニフェストとか何かで私は半分でいいとか、3割でいいと、全国にはこういう首長さんもいるわけですね。だから、そういうことを考えると、果たして一般職の職員と給与とか退職金とか手当がすべて同じでなければならないかという、そこを少し押さえておいたほうが後々いろいろ説明がしやすいかという気がちょっとします。</p> <p>ただ、時間的に今年は間に合わないよというのであれば、それはまた今後ということになるかもしれませんが、そういう問題提起というか、そういう意識は私は持っておいたほうがいいと。これは議員の報酬についても若干関連する話であります。</p> <p>活動日数にしても、議員の場合はほとんど会期中は大原則で、閉会中はほとんど公務じゃないと言われております。区長さんの場合はほとんど公務なのかどうかとか、そこら辺の切り分けも、同じ選挙で上がった特別職として、解釈とか位置づけがねと。多分、この後、議員の報酬の話に移ると思いますので、基本的に共通するのは選挙で上がった特別職だと、そこは議員と共通すると思いますから、区長だけが一般職と全く同じ扱いでいいというのは、ほとんどの自治体、全国そうやってきましたけれども、今後もそれでいいのかどうかというのは、せっかくの機会ですから少し検討してみたほうがいいのかと、こんな感じを持っております。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございました。退職金のことについては、ちょっとまた、一体で議論すべきかどうかというのは、今の当面の議論としては置いておきまして、申し訳ありませんが、とりあえずはこの地域手当についてどうするかということに議論を絞っておきたいと思うんですが、ほかにいかがでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>

藤原委員	<p>私も地域手当はなくしてもいいなと思います。地域手当そのものの定義というのをはつきりこの場で聞いたことがあるのかどうか、私はちょっと記憶がないのでございますが、一応後でご説明いただくとして、今お話が幾つか出ましたように、選挙で出た方とそうでない方とは扱いが同じというのは、どう考えても日本の形式主義みたいなものにはめられている感じがちょっとするんです。</p> <p>それで、後の期末手当もそうですけれども、先ほど区議会は独自のご判断で勤勉手当についてのパーセンテージが違うとおっしゃった。その独自のご判断というのはどういうことだったのかというのがよくわかりませんし、何かみんな都合のいいところへ右へ倣えしていくという感じがしてならないのですが、別に悪意があって申しているわけじゃないんですけれども、ちょっとそこら辺のことをご説明いただきたいと私は思います。</p>
武藤会長	<p>じゃ、すみません。</p>
総務職員課長	<p>まず、地域手当については、今、前回の資料をお持ちじゃないでしょうか。第2回の報酬審の資料の中の資料1でございます。「地域手当について」という表題のA4の縦判の資料を入れさせていただきました。</p> <p>平成18年4月から国にまず実施されたわけですが、もともとは国家公務員の給料、国の給料というのは一律でございますが、勤務地が北は北海道から南は九州、沖縄までという状況でございます。従前は民間の賃金が全国平均を上回るどころだけに地域手当が乗っかっていました。ということはどういうことかということ、下回る地域については国家公務員の給料のほうが高かったということです。ということで、まず全国水準、俸給表を全国の官民格差の最も大きいところ、逆に言うと一番賃金の安い地域に合わせまして、その段階で4.8%ほど俸給表を引き下げました。それで給料の高いところは一番下をベースとして3%、6%、10%、12%、15%、18%と6段階に加算をしましょうという仕組みに変えました。国は平成18年の4月でございます。</p> <p>それで、1級地、18%の地域というのは東京の特別区の区域だけでございます。ちょっと私もうろ覚えで申し訳ございませんが、たしか千葉市等は千葉でも3級地と記憶してございます。ということで、東京と千葉とどれだけ物価が違うのかという議論もあるかもしれませんが、ということでこの取り扱いが出されました。</p> <p>それで、特別区の職員についてもこの地域手当なる制度が導入されて、当初、特別区は12%でございましたので、本給を引き下げて、逆に地域手当を引き下げるという経過措置を今されてございまして、今年の1月1日から16%でございます。来年か再来年になるか、ちょっとわかりませんが、いずれ人事委員会の勧告の中で給料表を引き下げて地域手当を18%にするということで、これが地域手当の本質論でございます。</p> <p>前回もご議論がございましたが、議員にはないわけでございますが、そもそも区長に地域手当がついていること自体が、区長は全国で同じ給料で、地域によって加算をするという仕組みになってございませぬので、ここについては職員に準拠ということで残ってきたということだと思います。</p> <p>3年前の報酬審の段階では、18年の4月ですので、実はこの地域手当制度というのはまだ特別区には導入されてございませぬで、従前は調整手当と言っていました。12%の調整手当。ですから、12%でも安い時期もあったんですが、特別区は高いので12%だけ乗っけ</p>

	<p>ますと。</p> <p>これも仄聞するところで正式に人事委員会等々から回答があるわけじゃございませんが、推測するに、今、全国の賃金、公務員の給与については、いわゆるラスパイレス指数ということで、ラス指数が100を超えると給料が高いんじゃないかということで国から指導が入ったりすることもあるわけですが、そういうことも含めて、給料本体を上げてしまいますと、当然ラスパイレス指数は上がってしまいます。ということで、地域手当という手当をつくって、全国統一の基準で比較ができるような形にしたというのが実態と考えております。</p>
武藤会長	<p>要するに、沖縄の平均給料は東京の半分くらいしかないわけですがけれども、そこで働いている国家公務員の場合には地域の物価などから考えて、今の基本給でいくと調整手当がない状態でも高過ぎるという状況から、それを引き下げて、ベース、全体を下げて高いところの部分の上乗せの量を拡大したという発想なんですね。</p> <p>ですから、基本的に千代田区内で働くということを考えますと、地域手当というのは変な制度ということなんですね。だから、地域手当を加えた上で給与全体を考えていくという発想であればいいんですが、基本的なところがあって上乗せ部分があってという、基本的なところだけで比較をしていくようなことになると、やっぱり地域手当をつけておかないと、あなたのところ、高過ぎるという話になってしまうんですね。</p> <p>ただ、千代田区長というのは日本全国1人だけですし、ただ人口3万、4万、5万人規模の首長さんというのは日本全国にいますが、それは千代田区の区長と比較すべきものかどうかというのは、基本的なところでまた議論しなくちゃいけないですが、そういう点からいくと地域手当というのは、日本全国、賃金水準がいろいろ違うところで働く国家公務員の賃金の考え方であると言っていいと思うんですけどね。</p> <p>どうぞ。</p>
番委員	<p>23区の区長さんたちの給与と、それから東京の市部の市長さんたちの給与の差というのは、資料で出していただいて歴然としていますね。市部の市長さんたちには地域手当などはないですよ。例えば、23区だから、特別区だから、そこにほとんど、市長さんと同じだけれども地域手当をつけてあげるという話であればまだわかりませんが、そういう発想も全くなくて、そうであれば、やはり23区、特別だからということであれば、もとを高くして、あと退職金や何かの調整という話ならわかるんですが、やはり地域手当というのは、今皆さんがおっしゃったように、全く理由づけがないと思いますので、これは廃止して、理論的に裏づけにならないような手当というのは、そこで調整するというのはよろしくないのではないかと私は思います。</p>
藤原委員	<p>ちょっとよろしいですか。今おっしゃった国家公務員に準ずるということで、いろいろなところで起こってきていると思うんですね。今、地方分権ということが盛んに言われていますけれども、あれはああいう財政上の問題だけじゃなくて、考え方の地方分権というのは必要だと思うんです。何でも国家公務員に右へ倣えすればいいというもんじゃないということを、やはり地方から打ち出していただいて、その意味での一石を投ずることになるかと私も思います。</p>
武藤会長	氏家委員、どうぞ。

氏家委員	<p>私も一緒ですけれども、国家公務員の方の場合はその地域の異動があったとしたときに、各地域の民間企業の水準に自分たちの給料が合わせるとなったときに、ベースの自分の資格ですとか、能力に応じた給与の体系の部分と、あと地域が違うことによって調節されている部分と明確に分けないと、自分の資格とか能力とかというのがよく見えなくなってしまうというのがあるので、国家公務員の方がこういう給与体系にしているのは意味があると思うんですけれども、逆に言うと、区長さんの場合、そういう意味合いがありませんので、先ほど水野委員がおっしゃったこともありますけれども、シンプルに、体系としてはもうちょっとわかりやすい体系にすべきじゃないかと。</p> <p>民間ですとか、消費者物価指数とかというものの反映は、月棒なら月棒でもいいんですけれども、そこで1本で反映してしまえばいいだけの話ですので、地域手当という1つの手当というのは別に設ける必要はないんじゃないかと思います。</p>
武藤会長	<p>ご意見のない方で、どうぞ。堀田委員。</p>
堀田委員	<p>私もシンプルにしていく、それと国の制度と千代田区の制度が同じ土俵でなければいけないという、やはり国が常にスタンダードになるという考え方も、もうそろそろ変えていかなきゃいけないんじゃないかと。ただし、その場合にきちとした論理の組み立てが必要だろうと思うんです。その辺のところを十分に議論する必要があると思うんですが、地域手当は基本的に廃止すべきだと思います。</p> <p>それから、岡本委員の言われた退職金、つまりグロスで考えるという考え方ですね。そういう思想が基本にないから、細かいところでいろいろな手当だとか退職金だとか、支給月数を変えるとかいう問題になってくるんだろうと思うんです。その辺のところをもうちょっと大きな視点で見ると必要があると思います。</p>
武藤会長	<p>安部委員はいかがでしょうか。</p>
安部委員	<p>地方によって物価指数が違いますので、特に千代田区は特別区で普通の市町村より物価指数が高いということで、いろいろ考え方がありますがけれども、特別手当とかそういうもの、余分なものはいいいけれども、トータルで数字を出したほうがすっきりしていると思いますけどね。</p>
武藤会長	<p>わかりました。皆様のご意見は、地域手当はわかりづらいということであるし、国家公務員の本来の制度であるということから、地域手当は廃止していいのではないかというご意見だと思います。</p> <p>それからもう1点加えるとすれば、議員報酬が地域手当がついていないということですので、議員の報酬との考え方が同一になるということも、わかりやすいという意味でのメリットになるのではないかと思います。</p> <p>それでは、この委員会としては、まず地域手当は廃止するということが進めたいと思うんですが、先ほど説明がありましたように、地域手当を廃止すると総額が上がってしまう、退職金のところで増えてしまう。そこでご提案は退職金を引き下げることなんですけど、もう一つ、退職金はそもそも必要なかどうかというご意見が岡本委員からいただきました。これについては、どういうふうに考えるかということがあると思うんですが、いかがでしょうか。どなたかご意見ございますでしょうか。</p>

水野委員	退職金の必要性ですか。
武藤会長	はい、退職金について。
水野委員	<p>これは、私らは考え方が古いのか何か知らんけど、やっぱり退職金というのは普通、今まで当たり前になってきているんですね。ですから、これは民間企業にあってもしかり、要するに20年、30年お勤めになった方が最終、いわゆる対価としていただくものだ。そして、老後の準備にと、こういう発想だと思うんですね。</p> <p>ですから、区長の場合は短期で、4年1回ずつ変わっていきますので、4年間で退職金を出すのはいかがかという議論はあるんです。あるんですけども、とにかく4年で任期が来ちゃうものですから、そこでまた区民洗礼を受ける、そういう形ですから、これは何か昔から、簡単に、これは俗な話ですが、退職金をもらって選挙やるんだよみたいな話なんです。ですから、これはあまり俗な話ですからあれにしないでいただいて、とにかくほんとは3期おやりになるなら12年間で、トータルで、そこで退職金というのは本来だと私は思うんです。しかし、選挙をやって落っこっちゃうとどうにもならないということで、毎回4年でもらっているわけですね。</p> <p>ですから、一般の勤め人から比べると、何か首長というのは特殊だという感じはあるんでしょうね。</p>
武藤会長	議員さんの場合はありませんね。
水野委員	議員はありません。
武藤会長	そこが岡本委員がおっしゃられた政治職としての、地域手当を廃止するというについては、議員に同一になるということがあるんですけども、同じ選挙で選ばれるポスト、役職として、議員はないのに区長があるのはどうかというご意見だと思うんですね。
水野委員	そのかわり、これは議員の場合には、積み立てで年金のような形のものが存在するわけです。自分の給料、報酬の中から1割ぐらい出す。それから、いわゆる雇用主と言っちゃ変ですが、役所のほうも何%か出す、それで積み立てて、それがいわゆる共助の退職金で。ただ、区長の場合はそれはありません。
武藤会長	区長はその年金がないわけですね。
水野委員	ないです。ありませんので、ですから4年やったら20カ月分とかという形で退職金をもらうということなんですね。
武藤会長	合理的ではないかということですね。
水野委員	そうです。
武藤会長	<p>ほかに、どなたか退職金についてはいかがでしょうか。</p> <p>私も大学の年金の委員会とか、退職金の委員会とかやったことがあるんですが、基本的には退職金というのは給与の後払いという考え方が一般的に強くて、ですから、もしも退職金をなくすんだったら給与の後払い分を前に入れておかなきゃいけない。そして個人年金とか、そういうものに個人が掛けていくという仕組みになっていかないとい</p>

	<p>けない。</p> <p>こういうことで考えていきますと、年金が議員さんにはあるということから考えると、年金が厳しい状況に陥っているというのは聞いたことがありますけれども、それは制度の問題として考えますと、首長さんには、将来の給与の後払いとしての将来蓄積分というのは必要なのではないかと。特に、今度、千葉市の市長は31歳とか、あの人がやると退職金がないと年金を自分の給与の中から独自に積み立てていかないといけないということになりますので、日本の年金文化の話からいうと、給与の後払いとしての退職金ないしは年金という考え方は、今ここですぱっと切ってしまうといいのかどうかは、私としてはちょっと不安なところがあります。</p> <p>はい。</p> <p>私は自分で稼いで何ぼの仕事なので、あまりそういうことは考えられないんですけれども、やはり給与の後払いというのは一般の、それこそ会社員とか、そういう会社に勤めている方、あるいは公務員の方はわかるんですけども、やはり首長さんたち、選挙で選ばれてきた方というのは、そこまで同じように考えていいのかとはちょっと思います。</p> <p>やはりある意味では、そういう生活保障的なレベルをあまり強く打ち出す必要はないのかと思うので、全くないというのはおかしい、おそらく性格的には給与の後払いじゃなくて、お疲れさま、ご苦労さまの報酬かなと、私はそっちだと思うんですね。そうだとしたら、こういう何カ月という定め方じゃなくてもいいと思うし、こんなに額が多くなってもいいと思うし、あるいはもうちょっと給料そのものを多くするとかとか、そういう形で考え方をちょっと変えてもいいかなとは思っています。</p> <p>あまり給与の後払いという発想はなくて、もし年金とかおっしゃるんだったら、もっと安定した仕事を選べばいいんであって、職業選択の自由ですから。ですから、やっぱりそれは権威を持ったり、地位を持ったり、別の要素がたくさんあるわけで、そういうことを考えると、違う発想でもいいのかと思います。</p> <p>ちなみに、私たちは全く退職金はありませんし、自分で積み立てて病気になったときの保証も全部保険でやっているという私としてはそのように思います。</p>
番委員	
藤原委員	<p>ちょっといいですか。</p>
武藤会長	<p>どうぞ。</p>
藤原委員	<p>私も今伺っていて思ったんですけど、昔のように、初任給が非常に安くて、トップの給与が高くて何十倍も差があった時代には、そしてしかも年功序列、終身雇用ということがあった時代には、今のような給与の後払いというのはすんなりとわかると思うんですけれども、今みたいに割合に専門職の人が若くて高給で仕事につけるといことがだんだん増えてきた、全部とは言いません。今の31歳の市長さんのような例もありますので、そういうふうに流動化しているときには、やはり過去のそういう発想というのはある程度修正していかないと、ひどく時代遅れのものになると、私はそう思います。</p> <p>ですから、いきなり変えるということはかなりドラスチックなことなんですけれども、徐々にそういう方向に改革をしていくという基本的な考え方は、私は必要なんじゃないかと思っています。</p> <p>今見ていると、例えばジャーナリズムの世界なんかでも、長いこと</p>

	<p>忠実に60歳まで勤めていた人と、それから20代で華々しくデビューした人と、給与の格差は相当あるわけですから、ああいう現実を見ておきますと、給料の後払いという昔の平穩な終身雇用が定着していた時代の考え方は揺さぶられているという感じがするので、私はちょっとこの点については若干の修正が必要ではないかと思っています。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ありがとうございました。どうぞ。</p>
<p>堀田委員</p>	<p>私も区長、首長さんは、期限を決めた請負業と位置づけるべきだと。それが多選になるのはけしからんという議論まであるぐらいですから、一生やるような仕事じゃないんだ、目標をきちっと定めて、それをスローガンにして、皆さんから、あなた請け負ってくださいと信任を受けた期間限定の請負業。だから、その期間、ちゃんとした報酬を受け取ればそれで十分だと。最後はご苦労さん賃を、それはそれであってもいいかもしれません。場合によっては、不正によって籍を去らなきゃならない人は、そういうのはもらえないよというペナルティーつきのようなものが多少あってもいいけれども、生活保障的な退職金制度というのはなじまないと思います。</p> <p>ただ、議員さんの場合には一生議員でいる人はかなり多いので、死ぬまでやめないという人は相当いますから、これも問題なしとは言えないかもしれないですが、これはそれこそ自由ですから、なかなか厳しい問題があると思いますが、少なくとも首長さんの場合は、どこの自治体でも1人しかいない、議員さんは複数いますから、そういう意味でちょっと位置づけが違うと思うんですね。それを同じ特別職だからと同列に並べるわけにはいかないと思います。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>首長の退職金というのは、もう少し議論をして区民の合意のようなものをつくっていく必要があるかと思っていますので、継続の問題として扱わせていただいて、具体的に地域手当を廃止することによって給与本体が上がっていくことになります。そこで、退職金も含めて上がってってしまう、年収ベースで、4年間での全体の報酬も上がってってしまうということになりますので、ちょっとそこをどう引き下げるべきか、現状の水準にするかということ、額そのものをどう考えるかということで、資料2でご説明いただきましたけれども、現在のこの図で見ますと、平成元年の水準を100とした場合、区長の給与水準が一番トップに上がっているということは、このグラフでわかると思うんです。</p> <p>本来、区長は年功的な仕事ではないということになれば、生活給という考え方でないとしても、物価水準に合わせるのが合理的だと。こうなると、109程度のところが120になっているということは、相当水準が高い。ただ、それは人事委員会勧告に合わせてきているので、人事委員会勧告は一般職の給与水準ですので、人事委員会の勧告はそうした物価上昇率とか年功とか、仕事の難しさとか、そういうことも含めて考えてきているので、それに合わせたということですが、それでもまだ高くなっているということもあります。</p> <p>まずは、地域手当廃止に伴って給与総額は現状維持だとした場合には、どのくらい、どこをどう引き下げるのかという考え方として、資料1の下のところに出てきました、まずこちらですね。そして、次のところがこの金額でいいのかどうかという問題だと思います。下の図で見ますと、上のところに129万4,000円というのが地域手当廃止後の金額となって、そして期末手当が3.8で増えていって、そこは据え置きですが、退職手当のところ、280万くらいが増えてしまうということですね。期末手当のところ、そこはちょっと増えるわけ</p>

	<p>ですね。地域手当はなくなる、給与本体は上がって、期末手当も少し上がりますが、退職手当のところで大分増える。それを引き下げる、現状の水準にするためには退職手当のところで5.5カ月を4.7に下げれば、ほぼ現行の。</p>
総務職員課長	<p>現行、職員の例に倣った形、期末手当、地域手当を引き上げたと仮定した場合と同じ形になります。</p>
武藤会長	<p>はい。</p>
水野委員	<p>この地域手当をやめるということで、給料をそれに乗せて上げるという発想、これは給料がものすごく少なきゃ別ですけど、現行の報酬、給料で片方あれするから、まして千代田区長の場合には地域手当を半減しているんですね。ですから、そうご自身は地域手当を大して重く考えてないんじゃないかという推察もあるんです。</p> <p>ですから、地域手当をやめたから、それを本給のほうでその分を上乗せしてあげて、それで期末手当のほうも調整、退職金手当のほうも増えちゃいけないから調整、そんな面倒くさいことはやらないで、とにかくすっきりというのはどうですか。ちょっと厳し過ぎますかね。</p>
武藤会長	<p>そうすると、実質的に引き下げという方針だということになりますね。</p>
水野委員	<p>そうです。とにかく、いわゆる行政ナンバーワンの区なんだから、行政区なんだから、1回そういう姿勢を見せるという必要があるんじゃないかという気もするんだけど、どうでしょう。ちょっと過激過ぎかな。</p>
武藤会長	<p>どうですか。</p>
岡本委員	<p>この図でいくと、廃止したことにならないんですね、潜らせただけです。だからあんまり意味がないと思いますね。つまり、先ほどの皆さんの意見がほとんど反映しないと受け取られるんじゃないでしょうか。</p>
藤原委員	<p>上手に潜らせたというか、カムフラージュされたという感じはしますね。私、こういう計算を眺めていると、いつも頭のいい人たちがやっているなと感心するんですけどね。数字の操作というのはまさに間違いないで、きちっとリーズナブルなあれでやっていらっしゃるんだけど、結果としては「大山鳴動ネズミ1匹」みたいになるなというのが、私の率直な印象なんです。おっしゃるように、うまくすり込んでしまっているという感じはちょっと否めないですね。</p>
武藤会長	<p>では、資料の2のほうをもう一度出していただけますか。</p>
岡本委員	<p>あと、すみません、単純な質問で。区長はこの千代田区にお住まいですかね、今は。</p>
総務職員課長	<p>はい。四番町です。</p>
岡本委員	<p>最初は違っていたよね、以前はね。</p>
総務職員課長	<p>いや、就任当初から区内です。</p>

岡本委員	職員は千代田区以外の方がほとんどですよ。
総務職員課長	今、区内居住は10%ほどです。100人。ほとんどが職員住宅、もしくは職務住宅ですね。
岡本委員	だけど、調整手当というのは一応勤務地でカウントすることになっているんだよね。
総務職員課長	そうです。
岡本委員	住んでいるところじゃなくて。
総務職員課長	それは国も、現に北海道に住んでいて東京に出てくるというケースはないと思いますが、東京であれば、例えば千葉、埼玉、神奈川あたりから通勤される方はかなりの人数がいるんじゃないかと思います。
藤原委員	そうすると、生活費の9割は地元でということですか。通勤手当はもちろん出るとのことですよ。そうすると、かなり矛盾があるという。
総務職員課長	見やすいほうで。確認でした。
武藤会長	はい。あのグラフを見ながら、一番上の赤い線が区長の給与水準ということなんですが、ここを引き下げるべきだという、この水準は高過ぎるというふうに考えるか、人事委員勧告から見て横ばいだから、このまま横ばいでいいのか、そこがあって、もしも地域手当をなくすということについて、地域手当というのは複雑な仕組みですので、でも、実質的に今、区長がもらっている給与は12%について、ただ2分の1に下げていますけれども、この水準と考えていいわけですね。実際に引き下げるのは区長の政治的な配慮というふうに考えていくと、制度としてどうあるべきかというのを考えるのがここの義務ですので、ほかの金額が高いと考えるか、低いと考えるか、現状を維持すべきか、そこから考えていくと、地域手当という考え方そのものは意味がないから取ってしまうけれども、下げるといったら、下げるべき分が地域手当を削った分だったらなるほどということになるんですが、そうすると、例えば地域手当を取ってしまうとどのくらい下がりますか。
総務職員課長	12%引き下がります。
武藤会長	12%。ということは、一気に。
総務職員課長	先ほど申し上げた、今現在13万9,800円、これが地域手当ですので、だから、この12%相当が引き下げ。
武藤会長	そうか。116万円の12%。
総務職員課長	現在、区長の給料月額というのは116万5,000円です。これに13万9,800円が乗っかっていますので、ここの乗った部分がこっちに反映しているんです。期末手当の一部に反映しているという仕組みになっているので、だから、おおむね1割程度落ちるとお考えいただければ。ですから、今、年収ベースで2,271万4,000円

岡本委員	ですけれども、おそらく10%ですので、約2,000万。
総務職員課長	実際12%は、半分。
岡本委員	それは、あくまでも条例本則はこの数字になっています。
総務職員課長	実額は。  特例条例を設けて、地域手当12%を半分返上しています。6%にしています。6%ですから、約6万ちょっと、7万弱返上して、ですから、年間で60万から70万ぐらい、みずから削減しているという形になっています。
氏家委員	すいません、いいですか。
武藤会長	はい、どうぞ。
氏家委員	ちょっと議論がごっちゃになっているというか、資料1、資料2が一緒になっているような気がしているんですけども、まず、地域手当を今回廃止しますといったときに、今のこのゼロ地点で給与体系をどうするかというのをまず資料1の部分だけで話をして、その後、今の関係を受けた資料2の部分を反映した今後の給与というのを、またゼロ地点を決めた後にやるべきじゃないかというふうに思います。 今の私の考えとしては、給与と地域手当とあった部分の地域手当を廃止したということであれば、一旦ベースは乗せて、総報酬を一旦ゼロ地点としてはほぼ同じような形にしておくべきじゃないかなというふうに思うんです。 あと、今の足元の関係を受けて今後どう変えるかというのは、資料2の状況を受けて、ゼロ地点を決めた後にやるというふうな段階でやったほうがいいと思います。
武藤会長	そのつもりなんですけど、要するに、皆さんは上乘せは地域手当を外した場合、それを給与に含めるのはよくないというご意見だったので。
氏家委員	そうですね。私は逆に言うと、とりあえず一旦含めて、その細かいどこのパラメータを動かすかというのは議論だと思いますけれども、ベース乗せるべきなんではないかなという意見ではあります。
武藤課長	そこが決着つけば、では、資料2の段階でどの水準に設置しますかということなんですけど、外してしまうと、皆さんはそれを組み込まないとおっしゃっているので、一気にこのまま12%下がりますよという、実質12%引き下げという答申になりますよということを申し上げようと思ったんです。それはちょっと大きい引き下げではないかということですね。
堀田委員	表向きは12だけど、現実には6なんでしょう。
武藤会長	はい。それは、名古屋の市長なんかも、政治的なスタンスとして引き下げる分は政治家個人の話ですが、ここの制度の審議会ですから、制度としてどうあるべきかを考えていくときは、個人的に引き下げるという、それは議会の承認があるということですので、それはそれで政治家としての問題で、制度としては。

堀田委員	12で考えると。
武藤会長	ええ。
堀田委員	わかりました。
武藤会長	<p>そういうことであります。ですから、地域手当を組み込むということで氏家委員がおっしゃられたところから議論を出発していかないと、実質引き下げという答申が出てしまうということなんです。そうでなくて、一応組み込んだ後、トータルで考えた後、じゃ、その水準をどう考えるかという資料2のほうに行ったほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>先ほどのご意見の中では、地域手当廃止にならないというご意見があったんですが、確かに地域手当の考え方というのを廃止して分かりやすくするということですね。ただ、給与を実質引き下げるかどうかは次の段階の議論になるということなんだと思うんですが、岡本委員、いかがでしょうか。</p>
岡本委員	<p>まあ、そういうことでしょう。ですから、ここのシミュレーション資料2も、地域手当を外した場合のどのレベルにくるかというのがあると非常にわかりやすいと思います。</p>
総務職員課長	すいません、この資料2の赤線は、地域手当は入っていません。
岡本委員	ないですか。
総務職員課長	はい。
岡本委員	じゃ、入れた場合はもっと上に上がるわけですね。組み込むと。
総務職員課長	<p>はい。1989年から地域手当、当時、調整手当ですが、ずっと12%でした。その部分、現実問題、給料月額にこの12%乗った部分が、職員も含めて、いわゆる実質給料月額というんでしょうか。</p>
岡本委員	だから、実質、今は入っているわけですね、この12%は。
武藤会長	89年の段階で入っていたんだから。
総務職員課長	12%入っています。この指数そのものは入れていない、給料月額だけで指数化しています。
武藤会長	ただ、入れたとしても全部12%がついていくんだから、全部12%に引き下げるのと同じですね。
総務職員課長	そうです。同じです。
番委員	<p>そうであれば、先ほどの12%、制度の問題では12%と考えましょうというのはわかるんですが、現実には今支給されている6%を戻すというような考え方も1つあるのかなと思うんです。地域手当として現実には6%分が支給されていますよね。それを本給分に戻してこういうことにしましょうと。そうすると現実的な引き下げがかなり抑えられるのかなというのと、あと、私よくわからないんですが、千代田区の財政としては非常に余裕があって、あまりそういうところの意味</p>

総務職員課長	<p>で厳しい状況だからという理由づけがつかないのかどうか、そこら辺をお聞きしたい。余裕があるのに区長のお給料ばかり引き下げるとするのは、とても申し訳ないのかなというふうには思いますけど。</p>
水野委員	<p>自治体の財政の余裕度みたいな議論というのはすごく厳しくて、なかなか申し上げづらいんですが、我々の給料もそうですけれども、一般的に1つ言われているのは情勢適用の原則ということで、民間企業と違って財政状況がいいから、では、給料を2倍3倍もらってもいいのかといったらそうではなくて、やはり民間の、今、人事委員会で調べていますけれども、給与の実態を調べて、民間との水準の均衡を失しないように情勢適用していきましょうということです。</p> <p>一番最初の資料にも23区の比較表を出していただきましたが、地域手当を入れる入れないを含めて、地域手当を給料の本体と仮定してトータルで計算しますと、大体23区の区長さんの給料水準というのは120何万円というレベルで収束しているというのが実態問題です。</p> <p>あと、千代田区の財政状況ですが、これは千代田区自身はかなり職員数の削減をしたり、内部努力と申しましょうか、行政改革努力をしているという事実も1つございますが、年間予算400億のうち、特別区民税と地方消費税だけで230から240億程度ありまして、今、民間では税収が減っているという状況ですが、21年度の当初予算では、千代田区は増収見込みです。ご案内のとおり、住民税は前年所得に対して課税されますので、前年所得は区民の皆さんの所得が伸びているということで、今、増収を見込んでおります。ですので、愛知県の豊田市さんみたいに法人税収が9割落ちたとかいう状況ではございません。</p>
総務職員課長	<p>これ、私が考えて、23区の序列でいつも上位なんですよね。昔、私らのときには一番下位だったんです。だから、低いから少し上げてもらったらどうだという話が雑談であるぐらい。ところが最近はこの前の前の報酬審でボンと上げちゃったんですよ。そこでトップクラスに飛び込んだ。ですから、この前のときに、とにかくちょっと高いんじゃないかという皆さんのお考えで、もうちょっと下げようという話。</p>
水野委員	<p>で、1%下がったんですね。</p> <p>それで、本当はもっと下げたかったんだけど、あんまり極端に、激変緩和とまでいきませんが、1%で会長おさめたんですけど、空気としては2%、その前上げ過ぎているので2%ぐらい下げようという空気だと私は思うんです。</p> <p>ですから、これはとにかく、23区で人口もそう多くない、いわゆる標準の行政区というのが普通あるんですけども、地域面積にして大体38とか40と。人口は35万とか、そういうのから比べると、千代田区は全くミニミニになっちゃうわけなんです。だからそういうところから考えると、あまり上のほうにランクされるのは、ちょっと区民の感情が許されないんじゃないかというふうな気がするんです。</p>
武藤会長	<p>おっしゃるとおりで、今度の調整後の129万4,000円という金額にするとトップに躍り出まして、中野区は地域手当を廃止して125万4,000円になってトップに出ているんですが、千代田区はそれを超えてしまうということになります。これは、1回目の資料を見ているんですが、そういう点から考えて。</p>

水野委員	だから、N区のやり方をあえて踏襲しないで、要するに、ここで千代田らしさ、N区じゃなくて千代田区の例はこうだと、23区の報酬審議会で「ははあ」と言われるような答申が出ればなど。
武藤会長	まず、地域手当という考え方は廃止するんですが、その分を一応給与と一体として考えるということをご承認いただけますか。
番委員	額はともかく。
武藤会長	額はともかくとして、その考え方を氏家委員のおっしゃられた部分は組み込んだ上で水準として考えていく。そこを基準として考えるということで、その後、今度は資料2のほうでどのくらい引き下げるべきかという話になっていくというふうに思うんですが、これを資料2の、私は人事委員会勧告に合わせるほうがいいのではないか。区民が納得するというのは、どういう点で納得するかということを考えていったときに何に合わせるのか。私は、消費者物価指数に合わせるのが一番いいんだろうと思うんです。世の中が変わらないと。
藤原委員	消費者物価指数には不動産は入っていませんでしょう。
武藤会長	はい、入っていません。
藤原委員	だから、そこら辺が紛らわしいあれなんですよ。千代田区の場合は、不動産を持っている人はかなり巨額の資産をお持ちで税金も払っていらっしゃるんですけども、何かそういう見えない要件というのが隠されているというのを、私いつも消費者物価指数を見ると思うんです。もう一つ、先ほど説明なさいましたときに、東京都の名目賃金のところで、中小企業はずっと今年に入って3カ月下がっていると。だから、今の区民感情ということかというと、非常に大企業が集中していて、都心部の一部の居住者の方は非常に高給取りであると。それから、ある地区の人たちは中小零細企業で働いておられて、賃金が据え置き、あるいは下がっていると、そういう非常にギャップの大きい住民が一緒に狭いところに住んでいるということは考えておかなきゃいけないと思うんです。だから、N区なんかと違って、かなり格差の大きい地域だなと私はいつも思っているものですから、そういうことを考えると、少しシビアな姿勢をこういう特別職の報酬の決断で出しておいたほうが納得されるんじゃないかという。
武藤会長	それは引き下げたほうが良いということですね。
藤原委員	はい。
武藤会長	先ほどの民間準拠と、何の原則と言いましたっけ。
総務職員課長	情勢適応。
武藤会長	情勢適応の原則ですね。これは、それから考えると東京都の名目賃金に合わせるのが良いということにもなるんですが、それは大企業、中小企業で数字が違ってきます。ただ、ここも下げるとなると、113ですから7%ぐらい、指数で7%ぐらい下げるとするのは大きく下げ過ぎるのではないかという気がするので、何に合わせると思ったら、

	人事委員会勧告に合わせるのが合理的なのかなというふうに思うんですけどもね。
藤原委員	何か数字的な説明要件が必要であるというなら、おっしゃるように人事院勧告の線だなということを思いますけれども。
武藤会長	人勧に合わせるという意味で言うと、人勧は変わっていないので現状維持という答えになるのかなと思うんです。
岡本委員	普通、公務員の給与水準も民間がベースだと。例えば、従業員何人でどのぐらいの規模の事業体とかあるでしょう。千代田区をそういうふうに考えると、非常に少ない業態ですよ。行政サービスやるのに、20万の首長さんと3万、4万の首長さんが同じなのかという議論はありますよね。つまり、票でもみんな1票でカウントしますから、交付税なんかも、やっぱり人口要件というのは相当見ますからね、規模を。だから、そういうことを考えると、1人当たりの区民がどのぐらいのコスト負担をしているか、区長に対して、あるいは議員に対してというような説明もある程度しておかないと、ここの部長は、隣のどこかの市よりも3倍働いているよとか、質の高いサービスをやっているとか、そういうのがないと、もうちょっと説得力がないかなという感じもしますので、そういう切り口も落とすところは別として、ひとつ要素に入れておいたほうがいいかなという気はします。
武藤会長	私の立場で考えると、昼間区民が80万でしたっけね。
総務職員課長	85万。
武藤会長	85万ぐらいですね。昼間区民に対する行政サービスというものもありますし、防災の観点からは帰宅難民が少しでも減るよという千代田区独自の政策なんかもありますので、千代田区は確かに人口は5万前後という小さな区であるけれども、都心をあずかるという意味では、それなりの重要な施策を担っていると考えて、単に人口規模だけではなくて考えるべきだというふうに思うんですが、しかし、トップに躍り出るのはどうかなという、区民として。
水野委員	それは、千代田区の人がひいき目に言っている話なんですよ。現実には、なかなかそういう昼間人口という発想が一般的にないんですよ。私どもは昔から昼間人口100万だと。夜間は5万だけど、だから千代田は大変なんだ大変なんだと言うんですけど、昼間人口ね、ほかの人は、その昼間人口意識というのはつけませんよね。ただ、最近、防災の観点で、要するに、もし真っ昼間に何かあったら半分以上は帰れないぞみたいな話が出てくると、何か信憑性が出てきたような話なんですよ。
武藤会長	そこまで難しく言わなくても、例えば外堀公園という法政大学の前の千代田区の管理している公園なんですけど、花見のころは、あそこで区民が花見を楽しむということよりも、昼間区民がですね、ごみも毎日ものすごい山でした。
水野委員	そうです、そうです。大変ですよ。
武藤会長	千代田区が、トイレもそうですし。

水野委員	区の土木が大変苦勞しているわけですよ。
武藤会長	そういう意味でいくと、人口5万の小さな町や市とは違うということが言えると思うんです。
水野委員	そうですね。
岡本委員	でも、それを言うと、人口1万もないところでも、年間の人口は500万を超えるところなんかはいっぱいありますし、私の田舎もそうです、湯布院とか九重とか、それは同じ話なんですよね。だから町長の給料が高いとかそんな話は通用しないですよ。 だから、防災のことを言うなら、やっぱり職員がもう少しここに住み着かないと、いざというときに間に合いませんよ。
水野委員	間に合わない。
岡本委員	多分、駆けつけるというんじゃない、はっきり言うと。だから、そういう方向、安い職員住宅を提供するとか、そうやって職員定住をやるとか、これは全然直接の話じゃありませんけど、やっぱりそういうこともやったほうがいいと思います。ちょっと余計な話ですけどもね。
武藤会長	どうでしょうか。
氏家委員	別の視点で質問が1つと、1つ意見めいたことですがけれども、まず1つ、人事委員会の勧告というのは何を基準に、どういう要素に基づいてやられているかというのが質問。
総務職員課長	今現在は、従業員50人以上の民間の事業所の給与を実態調査してしまして、それとの格差です。当然、一般職員、あと、区であれば主任、係長、課長、部長といますので、それごとの賃金のベースを調べてやっていると。特別区については特別区の人事委員会ということで一体として調べています。あと、東京都は東京都の区域で調べているというところで、国は人事院ですので全国ベースということでやっております。ですから、特別区の区域内、千代田区だけで調べているのではなくて、23区、特別区のエリア総体としての民間の賃金水準を調べています。 ですから、例えば区の職員が、じゃ、その給与で千代田区内のマンションを借りられるかといったら、おそらく千代田区は50平米ぐらいでも賃貸マンションで20万ぐらいします。ですから、多分我々の給料では当然借りることは不可能だと思いますが、それは東京特別区の中全体の賃貸水準ということですので、水準が決まっているということです。
氏家委員	わかりました。だから、例えば東京都の名目賃金というか、民間企業は、例えば消費者物価指数をある程度反映した給与になっているとすれば、そういうのも何となく織り込まれたのがきっと人事委員会勧告になるのかなという感じです。
総務職員課長	そうですね。
氏家委員	あと、意見としては、何を基準にされるかというのは別なんですけれども、仮に人事委員会勧告と並べて見ていったときに、このグラフだけを見たテクニカルな話ですけども、ずっと人事委員会勧告のほ

	<p>うが何となく上のほうに来ているところから、最近ずっと区長の給与額のほうが上に来ていて、面積をある程度調整していくというようなことを考えると、ちょっと下げないと追いつかないのかなという感じはするなという意見です。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>なるほどね。微分して面積を出すという。</p>
<p>氏家委員</p>	<p>そこまで、詳細にはあれですけど。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>積分ですね。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>あともう一つは、この報酬審が仮に答申をしますよね。それは多分、スタンスとしては尊重するということになると思うんですけども、上げるのは別ですけども、逆に区長が政治的判断でもうちょっと下げたいという場合には自分で条例を出せばいいし、議会が知らないといえば自分で専決処分をすればいいわけですから、その辺もちょっと含んでいてもいいかと思います。つまり、特別職ですから、1人自分だけの話ですから、下げたければ、我々が仮に出しても、政治的にちょっとと思えば自分で下げられる手段を持っているわけですよ。議会にかけなくても、極端に言えば、自分のことだからといって専決処分をすれば、それで条例を下げられるわけですから、というのも少しあるんですよ。つまり、私が一般職と違うというのは、やっぱりそのところ。一般職の人は自分だけ勝手に下げられませんしね。</p> <p>それから、私が知っている首長さんの中には、何十年間、おれ、給料なんかもらったことないよという人います。でも、とらないと5,000円ぐらいになりますから、どこかにプールして、何か子供の育英資金か何かをやってるところですけどもね。つまり、収入がいっぱいある、だから給料なんか要らないという人も多分中にはいるんですよ。だから、必ずしも職員と同じように給料を担保しなきゃこの仕事は務まらないという話では全くない。たまたま今の人がそうだというだけかもしれませんね。また別の区長さんがなれば、もしかしたら、おれは要らないと言う人が出て、半分でもいいよと言う人がいるかもしれません。だから、そういうのにもある程度対応できるような基本的な考え方を出しておいたほうが将来的にはいいかなというのをちょっと思っています。ただ、今期の結論までには間に合わないかもしれませんけれども、そういう今までの報酬審の延長線上の考え方プラス、きちっと基本的なところを少し押さえておくということは、答申の中でただの作文になるかもしれませんけれども、という感じがしますので、よろしくお願いしたいなと思っています。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>では、具体的にどのように、今日ある程度の方向性を決めておきたいと思っているのですが、今、岡本委員がおっしゃられた点というのは考え方を明確にするということですが、そのことは、具体的に首長は自ら引き下げることができるから考え方として水準は例えば今のままでもいいとか、そういうことなんですか。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>それは皆さんで合議で決める話なので、だから、退職手当のことも相当近い距離で議論しておかないと、この中野方式みたいになっちゃうと響くので、冒頭申し上げたんです。また切り離して、これはそのままなのかという、今の議論の延長でいくと、そここのところは若干リンクします。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>そうですね。4年間の総所得というようなことで議論するか、それ</p>

	とも、年間の話として年収ベースで考えるかということになりますけれども、当面は年収ベースで考えるということかなと思っているんですけどもね。
岡本委員	だから、1年間これだけで区長の仕事を精一杯やっていただくというのが一番わかりやすい考え方だと思うんです。そのために、我々区民、私は直接住所がありませんが、これぐらいコストを負担しますと。しかも喜んでというぐらいの額が一番いいでしょう。
武藤会長	ということは、年俸制にする。
岡本委員	基本的な考え方としてはね。わかりやすいと私は思っています。
武藤会長	それを12で割って、期末手当も含んだ年俸12分の1を毎月払うということですかね。
岡本委員	水野さんが言われたように、一番シンプルだというのはその方向だと私は思っています。議員報酬にしても、多分そのほうが一番わかりやすいかなと。 もっと言うと、議員さんは余計非常勤だねというイメージが強いですね。何で期末手当が出るのというのはずっとあるんですよ。だから、それをトータルとして何となく住民にわかりやすく説明するシステムというのは、議員とか区長さんという職に対する対価というふうな考え方のほうが、明確に一般職とは違うと、そこをきちっと押さえていったほうが、おそらく答えがよりわかりやすいというふうに思っています。
武藤会長	そうすると、期末も含めて12分の1にしていくと、月額はどのくらいになっていくんですか。計算されていますか。年収が2,271万ということですから、これを12で割ればいいので。
総務職員課長	12だと、160とか170万ぐらいの数字になりますけれどもね。
武藤会長	170ぐらい。そうか、そうですね。
総務職員課長	期末手当が約700万ぐらいの金額です。
岡本委員	住民に一番わかりやすいのはそういうことですよね。
武藤会長	23区を並べたときに断トツの1位になりますけれども、それは考え方が違うんだということで、新しい方向性を出すかどうか。
岡本委員	おそらく1番で全国に発信できるかもしれません。武藤委員会として。
武藤会長	年俸制の。
水野委員	年俸制って言われてから久しいんだけど、どうなんですかね、最近あんまり進んでいないような気がするんだけど。
武藤会長 水野委員	民間企業でもね。 ねえ、年俸制。もう言われ始めて10年ぐらいになるんでしょう。だけど、各企業で年俸制をとっている、うちの2番目のせがれなんか

	<p>は年俸幾らもらっているんだと言うから、随分進んでいるのか、遅れているのかわけわからないんだけど、どうなんですか、年俸制というのは盛んに今、大学あたりで行われているんですか。</p>
武藤会長	<p>いやいや、大学の教員は年俸制じゃないです。</p>
水野委員	<p>そうですね。</p>
岡本委員	<p>一番最初的时候に一番長々といろいろ言い過ぎたんですけども、今、行政委員会の報酬も逆に日額にしるなんて裁判が起きていますよね。考え方として、やっぱりその対極にあるのは年俸なんですけれどもね。私は町村にわりと近いというか、町村の仕事をしていますから、町村の監査委員さん、しかも議員じゃなくて識見の約半分は年俸で支給しています。だから、実態はなくはないです。</p>
武藤会長	<p>なるほど。首長さんが年俸制というところは、ほかにどこかありますか。まだないですか。</p>
総務職員課長	<p>私の聞き及んでいる範囲内ではございませんね。</p>
岡本委員	<p>あんまり言うと、事務局が困ったななんていう顔していますけどね、今の地方自治法の仕組みが、先ほどからご議論ありましたけれども、まず、常勤の特別職については退職手当は出せますよと。議員さんが出していないのは、議員報酬と名前が変わりましたが、あくまでも非常勤なんです。非常勤というのは、報酬以外のいかなる手当も出してはいけないというのが法律上の基本原則です。ただ、先ほど岡本委員からもお話がありまして、議員報酬については期末手当があるんですね。</p> <p>ですので、例えばさっきお話ししていた監査委員さん、選挙管理委員さん等も報酬月額のみです。当然、期末手当も退職手当も、それは法律上出してはいけないことになっているので、そういう面では、地方自治法そのものが60年も前にできている法律ですので、今の実態と若干乖離があるのかもしれないですけども。</p>
武藤会長	<p>すいません、自治法の話が今ちょっと出ましたので、補足というか関連で。その自治法が18年改正で、議員報酬が書き分けられたわけですから、議員は非常勤でも常勤でもないんですよ。つまり、議員報酬という単独の条文になったわけですから。今までは非常勤の職員と同じところに書いてあったので、皆さん何となく議員は非常勤だと言っていたんですけども、報酬の出し方が。今度は独立した別の条文になりましたから、非常勤等も書いていない、つまり一緒ではない。</p> <p>それから、首長さんのほうも常勤の職員と同じ条文に204条、205条で書かれていますけれども、さっき言いましたように、一般職とまさに同じだというふうにも読めないんですね。やはり、これは選挙で上がった公選の特別職ということのほうで、一般職と一緒にだというふうにすべてしちゃうよりもびったりくると思います。ですから、そこら辺の議論の整理をそろそろする時期に来ているというのが基本的な認識です。</p> <p>議員について、期末手当が出せるのは、別途法律があって、出せるというのが議員立法でつくられて出しているだけなんです。それはいろんな政治的な背景があってできたんでしょう。年金制度もそうですね、議員立法でつくったんですね。</p>

ですから、制度はあるんですけれども、説明がつくかというのと、住民とか国民に説明できない部分が実はたくさんあり過ぎる。政務調査費についても何となく、これも議員立法ですけれども、だれもが納得してということには至っていない。だから、その辺は、私はせっかくだから、頭出しでも結構ですから、きちっとした考え方を出して、本来はこうなんだけれどもでも結構ですから押さえておいて。

それから、年俸制は、今、私が知っている範囲では、1つ、町村の議会で条例に歳費を支給すると書き込んだところがあります。つまり、年俸ということです、歳費ですから。ただ、額はこれから検討して決めると。つまり、年間幾らと。つまり、住民が年間幾らで、議員さん、しっかり仕事してくださいねと、こういう仕掛けですよ。したがって、多分、期末手当とか費用弁償とか政務調査費は全部なくす、1本にするというふうな考え方になります。ですから、水野さんが言われたように、まだそんなに一般的にはないですよ。これから少し増えるかなと。住民にわかりやすい説明責任を果たしやすいシステム、広く言えば議員とか政治家とお金の話ですよ、というふうに実は思っていますので、この報酬審は私にとってはすこぶるいい機会かなというふうに位置づけているところなんですけれどもね。

岡本委員のご意見としては、それでは、年俸制というのは議員にも適用するということですね。

と私は思っています。

当然、私、この回のこれからの審議の方向は、議員報酬も入れるわけですよ。だから、それを前提として考えると、今、区長の報酬等について議論しているわけですけど、そこでかなりシビアなというか、わりと論理的に筋の通った提言をしないと後が続かないんじゃないかと私は思っています、もしここではっきりと先ほどから議論に出ているような線で方向性が出てくれば、それは6%だから云々という緩和措置みたいなのがあってもやむを得ないという判断もあるかもしれないんですけれども、いずれにしても少し厳しい線を出しておけば、後の議員報酬の議論がしやすくなるんじゃないかと、筋も通りやすくなるんじゃないかなという気がしているわけです。

今、岡本さんおっしゃった年俸制というのは、かなり一気にそこを飛び越えるみたいな考え方なんですけれども、やはりお仕事の形態としては、非常勤であり、かつ、繁閑の差が大きい仕事だと思えますから、歳費と言ってもいいんでしょうけれども、そういう考え方で、一応それを視野に入れておくということは必要だと思います。私、規則とかそういうことをあまり詳しく知らないので余計なことを言って申し訳ないんですけれども、方向としてもう少し、ある部分は古い制度に癒着している、ある部分は新しい制度に片足突っ込んでいるみたいなややこしいのはこの際一気に整理して、何か筋を通したほうがいいんじゃないかなと思っているわけです。

とにかく、いわゆる今お話があった、首長と議員というのとは全然私は考え方を切り離しているんです。いわゆる、行政トップは常勤だと。常勤は、やはり職員の模範みたいなものですから、区民の感情も非常に感心があると。だから、かなり襟を正したようなやり方がいいし、また、現区長もそのつもりでやっていると、政治家だから格好がいいからということじゃないんですよ。あくまで区民意識を考えて、そして自分の立場を処しているんだと、こういうふうに思っているんです。議員の場合は非常勤ですから、これはまた別途にお考えをいた

武藤会長

岡本委員

藤原委員

堀田委員

	<p>だきたい。</p>
武藤会長	<p>そうですか。議員は非常勤だという、私は、議員も、議会に来るのは日数でいくと少ないかもしれないけれども、立法と行政チェックという2つの役割から考えると、やっぱり議員としての仕事は非常勤ではない常勤として考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけれどもね。</p>
堀田委員	<p>非常勤だけど常勤に近いと。</p>
武藤会長	<p>そうしないと、非常勤で来ると、それこそ日当制にという議論になっていって、議長の金額は副区長と同レベルとかそういう話が一気にすっ飛んでしまうというふうに思うんです。ですから、そこは常勤として考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。</p>
藤原委員	<p>自由業という言葉がありますよね、弁護士さんも自由業。でも、自由業ほど不自由なものはないとよく私も思うんですけれども、要するに、簡単に言えば24時間勤務ですよ。だから、確かに議員さんは非常勤ですけど、それは常時何が飛び込んでくるかわからないという意味での仕事の体制は持っていなきゃいけないと。常勤、非常勤の区分けが非常に難しいし、それから、今のようない知労働みたいなものやっやっていらっしゃる方にとっては非常に線引きが難しいところなので、そこはあまりこだわらないで考えたほうがいいと思うんですけれども。</p> <p>だから、議員さんは確かに繁閑の差が大き過ぎると私さっき言いましたけれども、365日選挙も含めて考えていらっしゃるというのは間違いないと私も思っているんです。その部分をちょっと訂正させていただきます。</p>
武藤会長	<p>そうですね、年俸制に移行するということになると、日本全国に相当発信力が高まりますが、法的な問題はないですね。実質的な総額についても、この資料2で、その水準をどこにするかということを考えてればいいのでということですが、例えば今の地域手当の半分を自ら下げるとするのは、そういう何か政治的スタンスを示すようなことは残りますかね。やっぱりそれも年俸の何%を引き下げるとやれば、そういう条例をつくれればいいということですかね。</p>
堀田委員	<p>うん、そうですね。</p>
武藤会長	<p>そうすると、そういう意味で制約を設けることにもならないので、ただ、こういうふうに比較ですね、並べたときに千代田区がちょっと別だなという数字を23区で並べられると、何だこれはというふうに説明をしないと、多分ほかの区から反発を買いますね。</p>
岡本委員	<p>水野さんが言われたのが一番シンプルですよ。</p>
武藤会長	<p>そう、考え方はシンプル。</p>
岡本委員	<p>だから、報酬審も楽ですよ。その額だけ出して議論すればいいんですから。こんな難しい手当が何ぼとか、退職手当とか議論しないでいいですよ、職員も。</p>
水野委員	<p>とにかくシンプルで簡単なほうがいい。例えば大阪をはじめ、東京</p>

	<p>もしかりですが、衛星都市、ラスパイレスなんかで一番高いのは大阪周辺なんです。結局、何とかかんとかといろんな手当くっつけちゃうから、それで、市民にはわからないと思っても、実際市民はよく知っているわけなんです。ですから、やっぱり、しかも最終的にラスパイレスの指数で出てきて、とにかく大阪周辺の衛星都市が軒並み120近いような数値が。</p>
武藤会長	<p>今は大分改善されてきたと思うんですけどね。</p>
水野委員	<p>改善でも、あれ改善するのに大変でしょう、首長が骨折って。</p>
武藤会長	<p>たしか国公準拠というのは均衡の原則というんです。国家公務員との均衡をちゃんと見なさいというようなことが書かれています。今回の場合、区長という職に国家公務員の職はないものから、国の役職を見るという必要は直接的にはないのかなと。国にも特別職があって、そういえば委員長の月額制なんていうのも国がやっているから地方がまねしていてというところはあると思うんですけどもね。逆に国公準拠していたおかげで問題が出てきちゃったというところですね。</p> <p>年俸制にすると、ちょっと年俸制についての考え方を整理しないといけないので時間が必要かなと思うんですが、この委員会、全体としてシンプルにということから年俸制に移行すべきだということでしたら、そういう答申をすることになります。今日はまだお休みの方も帰られた方もいらっしゃるので、ここでは結論は出せないというふうに思いますが。</p>
水野委員	<p>岡本さんが言っていた年俸制、これは、やっぱり行政23区として、いや、これはほんとうにシンプルで私はいいと思いますよ。やはり今度やられるものなら。</p>
武藤会長	<p>問題は、大きく変動したときに3年間で上がる下がるということが起きた場合に、年俸そのものを変えていかななくてはいけないものですから、3年ごとでいいのかという話もかなり重要な側面として出てくるのではないかなと思うんです。ですから、今の段階では、そこは期末手当で調整するとかいう話が可能なんですが、ところが、そういう年俸そのもので動かしていかなくちゃいけないというので、それもできなくはない話ですので、毎年考えるというふうにすればいいわけですね。そうすると、千代田区としては制度が大きく変わるものから、そこはちょっと時間をいただいて事務局でも検討していただく必要があるかなと思います。</p> <p>それから、議員さんにそれを適用した場合に、先ほど、ほかの手当が全部なくなることになったときに、手当も当然、現在の部分を組み込んでいくというのが考え方になると思うんです。それをどこまで組み込むかということになると。</p>
水野委員	<p>いや、議員の場合は、ほかに手当ありませんから。</p>
武藤会長	<p>いや、費用弁償の話ですね。費用弁償をどう考えるかということ。期末手当は組み込んでいけばいいとしても、そこが、例えば首長には退職金があるけれども議員さんにはないという、年金の積み立てみたいな、そういうようなことはどう考えていくかということもありますので、年俸制になると大きく制度が変わるので、事務局にそういうところまで含めて案を少しシミュレーションしてもらわないといけません。</p>

	<p>るので、今日はもう大分時間がたちましたので、ちょっと時間をいただいて、私のほうで答申文のどういう文書にするかを、年俸制にする場合と、一応その枠組みは維持しながら、資料2でいくと、どこの引き下げ水準にするかということですね。そこもまだ議論が決着していないので、多くの皆さんはちょっと引き下げたほうがいいのではないかということだと思っんです。</p> <p>どうも赤い面積のほうが、どうですか、緑の面積のほうが多いですかね。最近の部分で見ると明らかに赤の部分の面積が上がっていますので、89年から見るか、97年ぐらいから見るか、あるいは平成2年ぐらいから見るかで大分違ってきますから、引き下げ効果が高いのは平成2年ぐらいのところ、赤が上に上がったところから数字を見ると高くなっていますよという言い方ができますし、その前から見るとちょうどバランスができていて、そろそろ引き下げる時期でしょうかというようにいろんな考え方ができるかと思っんですので、どのくらい引き下げるかということについて、まだ十分に議論ができていませんので、次回にもう一度ということになるかと思っんですが。時間的な問題は、事務局もそれでよろしいですか。</p> <p>それでは、あと残りの時間で本来期末手当についてなども考えようと思っっていたんですが、それは年俸制という議論で大きく違っった考え方が出てきましたので、この年俸制について資料を準備するということと、議員さんの費用弁償の問題なんかも、また年俸制になるとどういふふうに考えるべきかを少し整理したいと思っます。</p> <p>そうしますと、次回の日程を調整しておきたいと思っんですが、今日は火曜日の午前中ということですが、午前中のほうが皆さんお揃いになりやすいということだと思っますが、今日お二人の欠席とお二人もう早退されている方がいらっしゃいますので、複数候補を挙げてなるべくいい日をというふうに考えたいと思っますが、7月のいつ頃か、上旬、中旬。</p> <p>一応9月の第3回定例会には条例改正案をあげなければいけないので、結構日程が詰まって審議いただかなくてはいけないので、今回の速記録の上がる時間も考えて、7月13日、月曜日ですけれども、13日の週ぐらいで、もしその週が都合が悪いというのであれば21日、翌週ぐらいで第4回目をお願いできればありがたいんですが、直近の部分から、例えば7月13日月曜日の10時－12時という形ではいかがでしょうか。</p> <p>それでは、15日。大丈夫ですか。武藤先生も大丈夫ですか。</p> <p>ご都合の悪い方いらっしゃいますか。3人ご都合の悪い方。</p> <p>では、7月の14日はいかがでしょう。</p> <p>お二人だめ。</p> <p>では、15日。</p> <p>15日はいかがでしょう。</p> <p>10時－12時。大丈夫ですか。</p> <p>いいですよ。</p> <p>武藤先生も大丈夫ですか。</p>
総務職員課長	
武藤会長	
総務職員課長	
武藤会長	
総務職員課長	
武藤会長	
総務職員課長	
水野委員	
総務職員課長	

武藤会長	私も、1時小金井です。
水野委員	ちょっと、できるだけこれ詰めないとまずいんじゃないか。
総務職員課長	そうですね。
水野委員	ちょっと間隔があき過ぎるよ。忘れちゃうよ。
武藤会長	ここから小金井でしたら。
総務職員課長	それとも、1時間あれば小金井でしたら行きますけれども。
武藤会長	そうしたら、ちょっと小金井のほうを30分遅らせることにして。 15日も一応候補として挙げていただいて、残りの4人の方を聞いて いただいて、15日を。
総務職員課長	一応15日の10時－12時で候補にさせていただいて、皆さん、 16日はいかがでしょうか。
水野委員	いいですよ。
藤原委員	大丈夫です。
総務職員課長	大丈夫ですか。
武藤会長	私もオーケーです。
総務職員課長	じゃ、15、16でとりあえず手帳のほうに日程を入れていただき て、ほかの今日ご欠席の方と途中で中座された方に確認させていただ きまして、15日の10時、もしくは16日の10時という形で調整 させていただいて。
水野委員	そうすると、曜日は。
総務職員課長	15日が水曜日です。
水野委員	水、木ですか。いいです。金曜日でなきゃいいんですよ。
総務職員課長	15日もしくは16日で次回第4回目という形で。それまでに資料 等も整えてお願いしたいと思います。
水野委員	本当はもっと前に設定できない？
総務職員課長	できたら前に設定したいんですけども、会議録が上がってきたり、 そのあれで。
水野委員	そうか、その都合があれね。それはそうだ。とにかく、ちょっと早 めないと、こんなスローでやっているよ。
武藤会長	いやいや、実質的な審議が始まったのは前回後半ぐらいからですか ら、今日が本格的な内容ですから、3回目は仕方がないかなと思いま すね。

総務職員課長	<p>すいません、それから、今日、資料4以降をご説明しなかったんですが、前回資料要求のあった資料、あと、後日お電話でいただいた資料が入ってございますので、もしお時間があればお目通しいただければありがたいと存じますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
武藤会長	<p>では、これで第3回の特別職報酬等審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">―― 了 ――</p>